

# 共済預金からのお知らせ

## 1 預入限度額について

共済預金の預入限度額は、全員口座と自由口座併せて2,000万円です。

つきましては、預金残高を定期的に確認していただき、限度額を超過してしまった場合は、速やかに払戻しの手続きをお願いいたします。

預入限度額が守られない場合、支払利率等の維持や今後の制度運営が困難になってしまう可能性がありますので、おひとりおひとりのご協力をお願いいたします。

なお、払戻しについては、埼玉県市町村職員共済組合ホームページまたは『共済だより』令和4年4月号の「埼玉りそな銀行からのお知らせ」をご確認ください。



## 2 副印鑑について

共済組合では、共済預金口座の副印鑑(通帳表紙裏面に貼付しているお届印)の貼付を原則廃止するとともに、既に副印鑑が貼付された通帳をお持ちの方については、希望により副印鑑の取外しができるものとしております。

また、副印鑑の貼付がない通帳で共済預金の払戻しを希望する場合は、口座開設店のみでの払戻しとなりますので、本組合の入学貸付などで臨時にお金を必要とする場合にはご注意ください。

